

## 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道事業における 旅客運賃の上限変更について

令和 7 年 7 月 29 日  
物価問題に関する関係閣僚会議

東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)においては、安全性とサービス品質の向上を実現し、鉄道のネットワークの拡充を進めることで、利用の増加につなげるとともに、生産性を向上させることで、財務体質を改善してきたものの、コロナ禍を経た新しい生活様式の定着に伴う利用者数の減少、昨今のエネルギー価格や物価の高騰による経費の増加、人口減少や人材の流動性が高まる中での人材確保・定着に向けた待遇改善等、厳しい経営環境が継続する見込みである。今後、多様化する利用者のニーズ、安全やサービスの維持向上、老朽化した車両・設備の更新、激甚化する災害やカーボンニュートラル等に対応する設備投資や修繕等に必要な資金を安定的に確保するためには、運賃改定が必要であるとして、JR 東日本から、別紙のとおり、旅客運賃の上限変更について申請があった。これについては、旅客運賃の上限変更を認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

※なお、JR東日本における旅客運賃の実質的な改定は、昭和 62 年の会社発足以来初めてである(消費税率引上げに伴う改定を除く。)

### 記

1. 政府は、JR東日本に対し、実質的な運賃改定が会社発足以来初めてであること及び本運賃改定による値上げ幅が小さくないことから、「電車特定区間」及び「山手線内」の運賃区分の廃止を含む運賃改定の内容の詳細や、本運賃改定が広範な鉄道ネットワークの持続的な維持や輸送サービスの改善等に必要なものであることについて、利用者に分かりやすく丁寧な情報提供・説明を積極的に行うよう求める。
2. 政府は、JR東日本に対し、経営合理化の取組を継続しつつ、本運賃改定による収入増を踏まえ、設備投資や修繕等の取組を着実に進めることで、利用者の安全性・利便性・快適性を更に向上させるよう求める。また、計画された設備投資への取組状況等について、政府へ報告するよう求めるとともに、利用者へ継続的な周知を行うよう求める。
3. 政府は、本運賃改定において見込まれた賃上げが適切に行われているか継続的に監視を行う。

(以上)

## J R 東日本の旅客運賃の上限変更申請の概要

### 1. 改定率

・全体 7.1% (普通旅客運賃 7.8%、通勤定期旅客運賃 12.0%、通学定期旅客定期 4.9%)

区 分	普通旅客運賃	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
幹 線	4.4%	7.2%	改定なし
地方交通線	5.2%	10.1%	改定なし
電車特定区間	10.4%	13.3%	8.0%
山手線内	16.4%	22.9%	16.8%

統合

※電車特定区間・山手線内は現行運賃に鉄道駅バリアフリー料金を含めた場合の改定率

### 2. 初乗り運賃

区 分	現 行 <sup>※</sup>	改 定
普通旅客運賃 (幹線)	1~3 キロ 150 円	1~3 キロ 160 円

※電車特定区間・山手線内の現行初乗り運賃は 150 円 (鉄道駅バリアフリー料金を含まない場合の現行初乗り運賃は 140 円)

### 3. 改定内容

- ・現行の運賃区分 (電車特定区間・山手線内・幹線・地方交通線) のうち、電車特定区間・山手線内を廃止し、幹線に統合する。
- ・通学定期旅客運賃の改定率は家計負担を考慮したものとする。
- ・現在、電車特定区間・山手線内の普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃に設定している鉄道駅バリアフリー料金を廃止する。  
※廃止後においても、バリアフリー設備は継続して整備する。
- ・その他の料金 (新幹線特急料金及び在来線特急料金を含む。) は据置きとする。

### 4. 実施予定時期

令和 8 年 3 月

### 5. 前回改定実施時期

令和元年 10 月 1 日 (消費税率引上げに伴う改定)

(なお、消費税率引上げに伴う改定を除き、昭和 62 年の会社発足以来初の実質的な改定)